

AOMORI LEGAL NEWS

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



離婚調停を申し立てられた場合の対応

当事務所では、離婚問題に関するご相談・ご依頼を多数取り扱っております。その中には、配偶者から離婚調停を申し立てられたという方からのご相談・ご依頼も数多くあります。今回のニュースレターでは、離婚調停を申し立てられた場合の対応についてご説明させていただきます。

1 調停申立書が届くまで

離婚調停の手続は、配偶者が管轄の家庭裁判所へ調停申立書などの必要書類を提出することからスタートします。そして、家庭裁判所で離婚調停の申立てが受理されると、家庭裁判所が調停の日程（期日）を決定し、離婚調停の相手方のもとへ調停申立書等が郵送されます。

2 調停申立書が届いた場合の対応

家庭裁判所から調停申立書等が届いたら、まずは書類の内容をきちんと確認しましょう。離婚調停の期日が記載された書面が同封されていると思いますので、その日時を確認し、家庭裁判所へ出頭できるように日程を確保しましょう。どうしても都合がつかないという場合には、できるだけ早めに家庭裁判所へ連絡しましょう。離婚調停の日程の変更などの対処をしてもらえるのが通常です。無断で離婚調停の期日に欠席してはいけません。なお、離婚調停の手続への対応を弁護士に依頼した場合には、家庭裁判所への連絡や離婚調停の日程変更などについても、弁護士を通じて行います。

3 調停申立書を無視した場合のリスク

家庭裁判所から届いた調停申立書を放置し、離婚調停の期日を無断で欠席した場合には、離婚調停は不成立で終了します。当事者が家庭裁判所に出頭しないことには、話し合いが進められないためです。そうすると、その次の段階として、配偶者から離婚訴訟（離婚の裁判）が提起される可能性が高いです。そして、離婚訴訟では、裁判官から「離婚調停を無断で欠席した不誠実な人物」という心証で見られるなど、ご自身にとって不利な結果を導く要因となり得るため、注意が必要です。離婚調停では、家庭裁判所の調停委員が仲介し、話し合いを基本としてある程度柔軟に解決を図ることが期待できます。一方、離婚訴訟となれば、手続が非常に専門的で複雑なものとなり、より困難な対応を迫られるリスクがあります。調停申立書の無視はいけません。

4 弁護士にご相談・ご依頼ください

配偶者から離婚調停を申し立てられた場合には、絶対に放置はしないということが重要です。そして、離婚調停の期日に出席してきちんと対応を取っていく必要があります。離婚調停の手続への対応について不安を感じるという方も多いと思いますので、専門家である弁護士に対応をご相談・ご依頼いただくのがよいでしょう。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス 代表社員弁護士:木村哲也

電話番号 0120-146-111 受付時間:午前9時~午後5時

青森県弁護士会所属

青森支店【青森シティ法律事務所】

八戸本店【八戸シティ法律事務所】

〒030-0823 青森市橋本2丁目13番5号 グランスクエア青森3階 〒031-0042 八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階